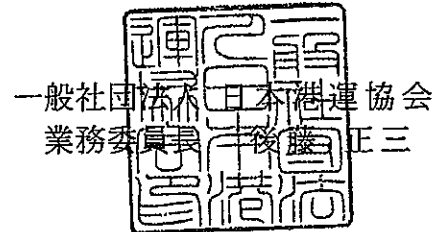




2020第418号

2021年3月11日

各地区港運協会長 殿



消費税転嫁対策特別措置法の失効について

標記につきまして、別添のとおり公正取引委員会事務総局取引部取引企画課及び国土交通省港湾局港湾経済課より、「消費税転嫁対策特別措置法の失効」に関して通知、周知依頼がありました。

本件は、平成25年10月1日から消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のため、「消費税転嫁対策特別措置法」（以下「特措法」という）が施行され、日港協は、同法に基づき公正取引委員会に対し平成26年1月23日付で「表示の方法の決定に係る共同行為」を届出・受理され、日港協が行う「表示カルテル（「料金・運賃+税」等の税別表示に関する共同行為）」が独占禁止法の適用除外となっておりました。

今般、公正取引委員会より令和3年3月31日で同法が失効するのと同時に、「表示カルテル」の適用除外も終了する旨の通知、及び消費税法に基づき総額表示義務が適用される旨の指摘がありました。

また、国交省港湾局より総額表示義務について、「事業者が消費者に対してあらかじめ価格を表示する場合には、総額表示を義務付けられているが、港湾運送事業及び港湾運送関連事業については、事業者間取引であるため対象外となる」ことから、これらについて周知依頼がありました。

このようなことから、下記のとおり港湾運送事業者及び港湾運送関連事業者においてご留意いただきたい事項を整理致しましたので、これを踏まえご判断下さるようよろしくお願い申し上げます。

つきましては、お手数をおかけ致しますが、貴会会員事業者にこの旨ご周知下さるようよろしくお願い申し上げます。

記

【留意点等】

- ①「表示カルテル」が終了

(特措法の失効に伴い、表示カルテルの独占禁止法の適用除外が終了します。)

② 今後は、表示の方法について各事業者の判断で適切に対応

・「料金・運賃＋税」等の税別表示とするか、総額表示とするかは、各事業者において判断することになります。

なお、総額表示とする場合において料金に変更がない場合、変更手続きの必要はありません。

・独占禁止法に違反することがないように、法令遵守に努めて下さい。

③ 港湾運送事業及び港湾運送関連事業については、事業者間取引であるため総額表示義務の対象外

(これまで通り税別表示が可能ですので、特段の対応は必要ありません。)

④ 特措法の失効に係る不明点等があれば、地方運輸局にご相談下さい。

(写) 各地区港運協会、特別会員

事務連絡
令和3年3月5日

一般社団法人 日本港運協会 御中

国土交通省港湾局港湾経済課

消費税転嫁対策特別措置法の失効について

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のため、平成25年10月1日に消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が施行され、総額表示義務の特例措置や消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特例措置等、消費税の転嫁等に関する様々な施策が講じられてきたところですが、令和3年3月31日限りで同法が失効することとなります。

また、貴協会が同法第12条の規定に基づき、公正取引委員会に対し、消費税の転嫁又は表示の方法の決定に係る共同行為（以下「転嫁・表示カルテル」という。）の届出をされており、届出に係る転嫁・表示カルテルが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の適用除外となっていました、当該期間も終了することとなります。

つきましては、消費税転嫁対策特別措置法の失効後は、消費税の転嫁及び表示の方法については、各事業者において御判断いただくこととなりますので、独占禁止法に違反することがないように、法令遵守をよろしく願いいたします。

なお、消費税法（昭和63年法律第108号。）においては、事業者が消費者に対してあらかじめ価格を表示する場合には、総額表示することが義務づけられておりますが、港湾運送事業及び港湾運送関連事業については、事業者間取引であるため対象外となりますので、その旨申し添えます。

貴協会におかれましては、傘下事業者等へ周知下さいますようお願いいたします。

事務連絡
令和3年1月25日

転嫁・表示カルテル届出者 各位

公正取引委員会事務総局
取引部取引企画課消費税転嫁対策調査室

消費税転嫁対策特別措置法の失効に伴う
転嫁・表示カルテルの適用除外制度の廃止に関するお知らせ

貴台におかれましては、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）第12条の規定に基づき、当委員会に対し、消費税の転嫁又は表示の方法の決定に係る共同行為（以下「転嫁・表示カルテル」といいます。）の届出をされているところですが、令和3年3月31日限りで同法が失効すると同時に（同法附則第2条第1項）、届出に係る転嫁・表示カルテルが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の適用除外となる期間も終了することとなりますので、お知らせします。

これに伴う転嫁・表示カルテルの廃止届出書の提出は不要ですので、その旨も併せてお知らせします。

消費税転嫁対策特別措置法の失効後は、消費税の転嫁及び表示の方法については、各事業者において御判断いただくこととなりますので、独占禁止法に違反することがないように、法令遵守をよろしく願います。

なお、消費税転嫁対策特別措置法の失効後も、失効前の転嫁拒否等の行為について、調査、指導等の対象とすることができるとされており（同法附則第2条第2項）、公正取引委員会では、引き続き転嫁拒否等の行為に関する相談窓口を設置し、転嫁拒否行為に対しては迅速かつ適正な対応を行うこととしています。

御不明の点がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

【担当】公正取引委員会事務総局
取引部 取引企画課 消費税転嫁対策調査室
繁澤，横井，平野
電話 03-3581-1891（直通）